

長 寿 第 8 9 6 号

平成23年 8月 2日

岡 山 県 医 師 会 会 長
岡 山 県 歯 科 医 師 会 会 長
岡 山 県 薬 剤 師 会 会 長
岡 山 県 柔 道 整 復 師 会 会 長
中 四 国 厚 生 局 岡 山 事 務 所 長
全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部 長
岡 山 県 社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金 幹 事 長
岡 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 理 事 長

殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、広島県、鹿児島県、奈良県、兵庫県及び岩手県から、別添(写)のとおり通知がありましたので、お知らせします。



平成23年7月1日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

広島県健康福祉局医療保険課長
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、広島県三次市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213（ダイヤルイン）
（担当者 倉田）

広島県保険	
第	号
23.7.-1	
氏名	
分室番号	

平成23年 6月29日

広島県知事様
(医療保険課)

三次市長
(総合窓口センター保険年金課)

三次市国民健康保険被保険者証番号の無効告示について(依頼)

標記のことについて、別紙記載の被保険者証番号を無効とする旨の告示を行いました。

つきましては、他都道府県への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、以下の団体へは別途通知していることを申し添えます。

(送付団体)

- 1 社団法人 広島県医師会
- 2 社団法人 広島県歯科医師会
- 3 社団法人 広島県薬剤師会
- 4 社団法人 広島県柔道接骨師会
- 5 広島県国民健康保険団体連合会

(お問い合わせ先)

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市総合窓口センター保険年金課

担当：加藤・近藤

TEL (0824) 62-6134

FAX (0824) 63-2809



三次市告示第110号

次の国民健康保険被保険者証は無効としたので、三次市国民健康保険条例施行規則（平成16年規則第119号）第15条の規定により告示する。

平成23年 6月29日

三次市長 増田和俊



保険者	三次市（保険者番号 340109） 広島県三次市十日市中二丁目8番1号		
被保険者証番号	交付年月日	無効年月日	理由
40420127	平成22年10月 1日	平成23年 6月24日	紛失



保福第44-330号
平成23年7月4日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部(局)長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて(通知)

このことについて、別添のとおり、鹿児島県曾於郡大崎町長及び大島郡天城町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課
国保指導室 国保指導係
担当： 竹之内
電話： 099-286-2111(内線2681)
fax： 099-286-5552



大保国第 15 号
平成 23 年 6 月 6 日

鹿児島県保健福祉課部長 殿

大崎町長 東 靖



大崎町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成 23 年 5 月 26 日付大崎町告示第 34 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 1 保 険 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 0311010 |
| 3 被保険者証の交付年月 | 平成 22 年 8 月 1 日（再交付の表示のないものに限る。） |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 5 月 26 日 |
| 5 該 当 者 名 | 手塚 良雄 |
| 6 無効告示の理由 | 盗難により、不正に使用される恐れがあるため |

連絡先

大崎町保健福祉課国民健康保険係
電話 099-476-1111 担当 福崎
内線 135



大崎町告示第 35 号

次の大崎町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成 23 年 5 月 26 日

大崎町長 東 靖 弘



- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1 保 険 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 0911008
(再交付の表示のないものに限る。) |
| 3 被保険者証の交付年月 | 平成 22 年 8 月 1 日 |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 5 月 26 日 |
| 5 該 当 者 名 | 本橋 / 伸一 |
| 6 無効告示の理由 | 職権により削除したため |



天保国第 21 号
平成23年 6月20日

鹿児島県保健福祉部長 殿

天城町長 大久 幸助



天城町国民健康保険被保険者証等を無効とすることについて

このことについて、平成23年 6月20日付天城町告示第16号により、
下記の被保険者証等を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号：461285

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	再交付年月日	備考(該当者名 他)
天国保00018155	一般被保険者証	平成23年4月4日	務
天国保00040177	一般被保険者証	平成23年4月8日	辰助
天国保00019127	一般被保険者証	平成23年4月12日	千恵美
天国保00006629	一般被保険者証	平成23年4月15日	誠一
天国保00009415	一般被保険者証	平成23年4月18日	和子
天国保00004847	一般被保険者証	平成23年4月28日	理奈子
天国保00021822	一般被保険者証	平成23年5月6日	輝政
天国保00037940	一般被保険者証	平成23年5月9日	旭
天国保00020818	一般被保険者証	平成23年5月10日	祥二郎
天国保00010731	一般被保険者証	平成23年5月17日	康範
天国保00040754	一般被保険者証	平成23年5月19日	広美
無効告知の理由	紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 (再交付の表示のないものに限る)		

<連絡先>

天城町役場 保健福祉課(国保係)

TEL 0997-85-5348



天城町告示第 16 号

下記の天城町国民健康保険被保険者証等を無効とする。

平成23年 6月20日

天城町長 大久 幸助



記

保険者番号：461285

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	再交付年月日	備考(該当者名 他)
天国保00018155	一般被保険者証	平成23年4月4日	務
天国保00040177	一般被保険者証	平成23年4月8日	辰助
天国保00019127	一般被保険者証	平成23年4月12日	千恵美
天国保00006629	一般被保険者証	平成23年4月15日	誠一
天国保00009415	一般被保険者証	平成23年4月18日	和子
天国保00004847	一般被保険者証	平成23年4月28日	理奈子
天国保00021822	一般被保険者証	平成23年5月6日	輝政
天国保00037940	一般被保険者証	平成23年5月9日	旭
天国保00020818	一般被保険者証	平成23年5月10日	祥二郎
天国保00010731	一般被保険者証	平成23年5月17日	康範
天国保00040754	一般被保険者証	平成23年5月19日	広美
無効告知の理由	紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 (再交付の表示のないものに限る)		



保指第91号の 6
平成23年 7月 4日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長
(公印省略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

平保第469号
平成23年6月29日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎万勉



平成23年6月29日付、平群町告示第33号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-090114 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年6月29日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先

平群町 健康保険課

電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





(電子メール施行)
医保第1334号
平成23年7月6日

各都道府県国民健康保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局医療保険課長

福崎町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

標記のことについて、別紙のとおり福崎町長から平成23年6月28日付け福崎町告示第80号により被保険者証を無効とした旨、連絡がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関へお知らせ頂きますようお願いいたします。

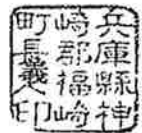
記

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 保険者番号 | 280396 |
| 2 被保険者証の番号 | 0010777 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成22年12月1日 |
| 4 無効告示の理由 | 保険証に記載した個人情報が悪用されるおそれがあるため |
| 5 無効とした日 | 平成23年6月28日 |
| 6 問い合わせ先 | 福崎町役場 健康福祉課 国保医療係 |
- 電話：0790-22-0560 (内線355)

福健福第46367号
平成23年6月28日

兵庫県健康福祉部長 様

福崎町長 嶋 田 正



福崎町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて(通知)

みだしのことについて、平成23年6月28日付福崎町告示第80号により、次の被保険者証を無効としましたので、通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1.被保険者証の番号 | 0010777 |
| 2.被保険者証の交付月日 | 平成22年12月1日 |
| 3.無効とする年月日 | 平成23年6月28日 |
| 4.無効告示の理由 | 保険証に記載した個人情報が悪用されるおそれがあるため |
| 5.このことに関する問い合わせ先 | 福崎町役場 健康福祉課 国保医療係 |

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町役場 健康福祉課 国保医療係

TEL 0790-22-0560(内線 355)

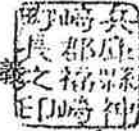
福崎町告示第 80 号



次の福崎町国民健康保険被保険者証については、個人情報が悪用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年6月28日

福崎町長 嶋田 正義



1 被保険者の番号	0010777
2 被保険者証の交付月日	平成22年12月1日
3 無効とする年月日	平成23年6月28日
4 無効告示の理由	保険証に記載した個人情報が悪用されるおそれがあるため



(電子メール施行)
医保第1363号
平成23年7月12日

各都道府県国民健康保険担当課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局医療保険課長

芦屋市国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

標記のことについて、別紙のとおり芦屋市長から平成23年7月6日付け芦屋市告示第106号により被保険者証を無効とした旨、連絡がありましたのでお知らせします。
つきましては、関係機関へお知らせ頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 保険者番号 | 280073 |
| 2 被保険者証の番号 | 9600093 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月19日 |
| 4 無効告示の理由 | 虚偽による転入届のため |
| 5 無効とした日 | 平成23年4月19日 |
| 6 問い合わせ先 | 兵庫県芦屋市保険医療助成課保険担当 |

電話：0797-38-2035 (直通)

平成23年 7 月 6 日

兵庫県医療保険課指導係 御中

芦屋市保険医療助成課長

国民健康保険被保険者証の無効告示の写しについて（送付）

日ごろは、本市の国民健康保険事業にご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、本市の国民健康保険被保険者証について、無効告示を行いましたので、その
写しを別紙のとおりお送りします。
つきましては、お手数ですが関係機関あてにご連絡くださいますよう、よろしくお
願いたします。

記

1 送付書類

芦屋市告示第106号（写し） … 1枚

以 上

お問い合わせ先

芦屋市保険医療助成課保険担当

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電 話：0797-38-2035（直通）

F A X：0797-38-2158

芦屋市告示第106号

芦屋市国民健康保険条例施行規則第10条の規定により、下記の被保険者証を無効としたので告示する。

平成23年7月6日

芦屋市長 山中



記

- 1 被保険者証番号 9600093
- 2 無効とした日 平成23年4月19日
- 3 無効とする被保険者名 森田 忠志
- 4 交付年月日 平成23年4月19日
- 5 無効とする理由 虚偽による転入届のため

以上



平成23年7月12日

各都道府県国民健康保険担当課（室）長 様

広島県健康福祉局医療保険課長
（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、広島県廿日市市から別添のとおり被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

担当 国保指導グループ
電話 082-513-3213（ダイヤルイン）
（担当者 倉田）

広島県収受	
第	号
23.7.12	
分	月
別記号	保存年数

平成23年 7月 11日

広島県医師会長様
 広島県歯科医師会長様
 広島県薬剤師会長様
 広島県柔道接骨師会長様
 広島県健康福祉局保健医療部医療保険課長様
 広島県国民健康保険団体連合会理事長様

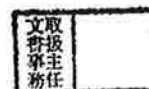
広島県廿日市市

廿日市市国民健康保険被保険者証の無効について（通知）

このことについて、平成23年7月11日付け廿日市市告示第132号により、下記交付年月日の前日以前に交付した被保険者証等を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険者番号	被保険者証等の記号・番号	被保険者証等の再交付年月日	備考 (該当者名・被保険者証等の種類)
340281	00007889	平成23年6月13日	英世
	以下余白		
無効告示の理由	偽りその他不正な行為によって、保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため。		
問い合わせ先	広島県廿日市市 福祉保健部 保険課 国保年金係 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 TEL 0829-20-0001 (代) 内線 1155 担当者： 松本		





保指第91号の 7
平成23年 7月 19日

各都道府県国民健康保険担当部(局)主管課長 殿

奈良県健康福祉部保険指導課長
(公印省略)

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、別添の通り本県の平群町より被保険者証を無効にした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

保険指導課 国保・高齢者企画係
担当:堀谷
TEL:0742-27-8546

平保第479号
平成23年7月1日

奈良県健康福祉部長 様

平群町長 岩崎方勉



平成23年7月1日付、平群町告示第34号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますよう、ご配慮の程よろしくお願い致します。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 290544 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 奈13-270781 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年4月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年7月1日 |
| 5 無効とする理由 | 遺失されたことにより、
不正に使用される恐れがあるため。 |

連絡先
平群町 健康保険課
電話 0745-45-1001 (内線 321・322)





健 第 500 号
平成 23 年 7 月 20 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

このことについて、別添のとおり久慈市から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知をお願いします。

担当：国保担当 槇島
電話：019-629-5477

市民第124号

平成23年7月8日

岩手県保健福祉部長 様

久慈市長 山内 隆文



久慈市国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、平成23年7月8日付久慈市告示第63号により、次の被保険者証を無効としましたので通知いたします。

つきましては、関係機関への連絡等ご協力いただきますようお願いのほどよろしくお願い致します。

記

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030072 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 007-0057819
(「再交付」の表示のないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年7月8日 |
| 5 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |
| 6 このことに関する問合せ先 | 久慈市市民課国保グループ |

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1-1

久慈市 市民課 国保グループ

担当 馬場

T e l 0194-52-2111 (内線273)

F a x 0194-52-2367

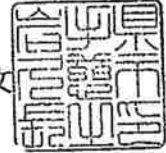


久慈市告示第93号

次の久慈市国民健康保険被保険者証については、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年7月8日

久慈市長 山内 隆文



- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 保険者番号 | 030072 |
| 2 被保険者証の記号・番号 | 007-0057819
(「再交付」の表示のないものに限る) |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年7月8日 |
| 5 無効告示の理由 | 紛失により不正に使用されるおそれがあるため |



保福第44-377号
平成23年7月20日
(保健医療福祉課扱い)

各都道府県国民健康保険担当部(局)長 殿

鹿児島県保健福祉部長

国民健康保険被保険者証を無効にすることについて(通知)

このことについて、別添のとおり、鹿児島県西之表市長、大崎町長、屋久島町長及び徳之島町長から被保険者証を無効とした旨の通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関への周知等適切な処理をお願いいたします。

保健医療福祉課

国保指導室 国保指導係

担当： 竹之内

電話： 099-286-2111(内線2681)

fax： 099-286-5552



西国保 第44号
平成23年 6月30日

鹿児島県保健福祉部長

西之表市長 長野



西之表市国民健康保険被保険者証の無効告示について

このことについて、国民健康保険被保険者証の紛失による再交付申請に伴う無効告示を行いましたので、別紙のとおり、告示の写しを送付いたします。

つきましては、お手数ですが、関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

【連絡先】

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表7612番地

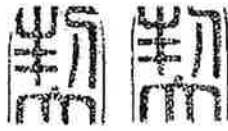
西之表市役所 健康保険課 国民健康保険係

担当：徳永

TEL：0997-22-1111（内線311）

FAX：0997-22-0295

E-Mail：kokuhoh@city.nishinoomote.lg.jp

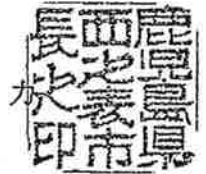


西之表市告示第 99 号

次の西之表市国民健康保険被保険者証について、不正に使用されるおそれがあるため、無効とする。

平成23年 6月17日

西之表市長 長野



- 1 保 険 者 番 号 460139
- 2 被保険者証記号番号 西国保
- 3 被保険者生年月日 昭和28年4月8日生
- 4 性 別 女
- 5 被保険者証の交付年月日 平成22年8月1日（「再交付」の表示のないものに限る）
- 6 無効とする年月日 平成23年6月17日
- 7 無効告示の理由 紛失により不正に使用されるおそれがあるため



大保国第 23号
平成 23年 7月 13日

鹿児島県保健福祉部長 殿

大崎町長 東 靖



大崎町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて (通知)

このことについて、平成 23年 7月 13日付大崎町告示第 42号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 保 険 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 1002866 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成 22年 8月 1日(再交付の表示のないものに限る) |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23年 7月 13日 |
| 5 該 当 者 名 | 青山 勝郎 |
| 6 無効告示の理由 | 盗難の為 |

連絡先

大崎町保健福祉課国民健康保険係
電話 099-476-1111 担当 福崎
内線 135



大崎町告示第 42 号

次の大崎町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成 23 年 7 月 13 日

大崎町長 東 靖



- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1 保 險 者 番 号 | 461046 |
| 2 被保険者証の記号番号 | 大崎 1002866
(再交付の表示のないものに限る。) |
| 3 被保険者証の交付年月 | 平成 22 年 8 月 1 日 |
| 4 被保険者証を無効とする日 | 平成 23 年 7 月 13 日 |
| 5 該 当 者 名 | 青山 勝郎 |
| 6 無効告示の理由 | 盗難により不正に使用される恐れがある為 |

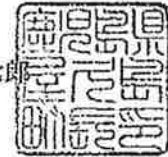


屋 健 第 113 号

平成23年 7月13日

鹿児島県保健福祉部長 殿

屋久島町長 日高 十七郎



屋久島町国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、平成23年7月13日付け屋久島町告示第69号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保 20008010 |
| 3 被保険者生年月日 | 昭和25年3月16日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日 (再交付の表示のないものに限る) |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年7月13日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用されるおそれがあるため。 |

891-4404

屋久島町尾之間 157

屋久島町役場健康増進課

国民健康保険係

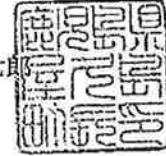
電話：0997-47-2111 (内線 342)

屋久島町告示第69号

次の屋久島町国民健康保険被保険者証を無効としたので、告示する。

平成23年7月13日

屋久島町長 日高 十七郎



- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 保険者番号 | 461384 |
| 2 被保険者記号番号 | 屋国保20008010 |
| 3 被保険者生年月日 | 昭和25年3月16日 |
| 3 被保険者証の交付年月日 | 平成23年2月1日（再交付の表示のないものに限る） |
| 4 無効とする年月日 | 平成23年7月13日 |
| 5 無効とする理由 | 紛失したことにより、不正に使用される
おそれがあるため。 |



徳国保第 32 号
平成 23 年 7 月 11 日

鹿児島県保健福祉部長 殿

徳之島町長 高岡 秀規



「徳之島町国民健康保険被保険者証の無効」について(通知)

このことについて、平成 23 年 7 月 11 日付徳之島町告示第 24 号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

保険者番号：461277

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
徳国保 32492	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 8 日	貴浩
徳国保 121429	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 10 日	正輝
徳国保 14681	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 20 日	耕市
徳国保 121240	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 24 日	綾香
徳国保 44652	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 28 日	忠良
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		

問合せ先

徳之島町保健福祉課国民健康保険係

TEL 0997-82-1111(内線135)

FAX 0997-82-1101



徳之島町告示第 24 号

下記の徳之島町国民健康保険被保険者証は、無効であることを告示する。

平成 23 年 7 月 11 日

徳之島町長 高岡 秀規



記

被保険者証等の記号番号	被保険者証種別	無効となった年月日	備考(該当者名)
德国保 32492	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 8 日	貴浩
德国保 121429	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 10 日	正輝
德国保 14681	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 20 日	耕市
德国保 121240	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 24 日	綾香
德国保 44652	一般被保険者証	平成 23 年 6 月 28 日	忠良
無効通知の理由	紛失したことにより、不正に使用される恐れがあるため。 「再交付」の表示がないものに限る。		